

住居表示についてのお知らせ

二丈武一丁目～五丁目・二丈田中一丁目～六丁目

高田四丁目(31～39番)・前原西五丁目(12～15番)

波多江駅南二丁目(21～23番)・波多江駅北三丁目(25～28番)

住所をわかりやすくするため、**令和4年11月5日(土)**に住居表示を実施します。

この冊子では、住居表示について、住民の皆様に知っておいていただきたいことをお知らせします。

糸島市市民課

も く じ

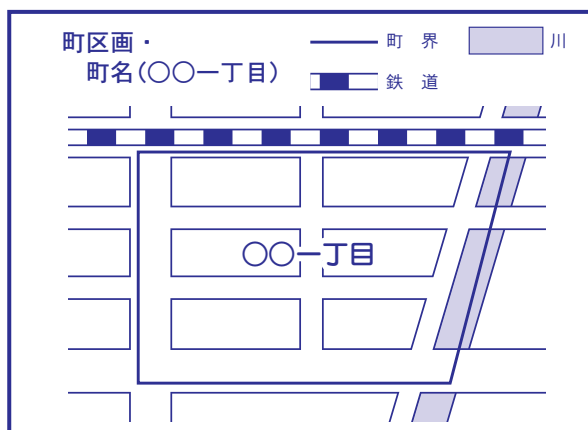
1. 新しい住所の決め方	1
2. 新しい住所の表し方	2
3. 不動産（土地）と本籍地の表し方	2
4. 郵便番号	2
5. 実施に伴う住所変更手続き	3
5-1. 手続きが不要なもの	3
5-2. 手続きが必要なもの（主なもの）	4
5-3. 各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの	5
6. 手続きに関するお問い合わせ先	5・6
7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。	6
8. 無料はがきを配布します。	6
9. よくあるご質問	7
質問：住居表示板はなぜつけるのですか？	7
質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変更になりますか？	7
質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？	7
質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？	7
質問：住居表示板が剥がれたときは？	7
・＜不動産登記申請書記載例＞	8
・＜不動産登記申請書記載例の解説及び注意事項等＞	9
・＜不動産登記申請委任状の記載例＞	10
・街区割図	11・12

1. 新しい住所の決め方

新しい住所「□□○丁目○○番○○号」は、次のように決めています。

(1) 町の決め方 (□□○丁目)

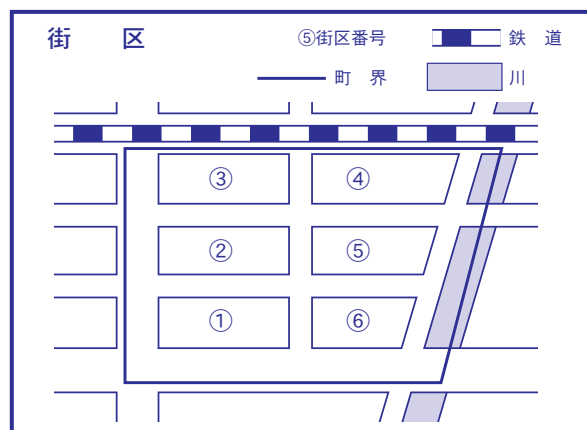
一定の大きさで新しい町を置きます。
道路、鉄道、河川などわかりやすいもので町の境を決めています。



(2) 街区の決め方 (○○番)

町の中の、道や水路などで区切った建物のまとまりを街区と呼びます。

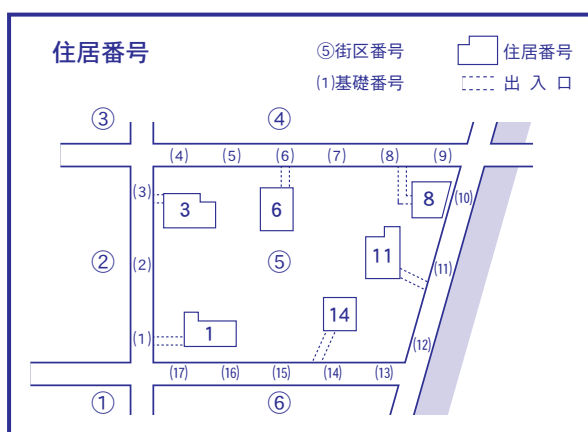
街区には、数字で街区符号をつけています。



(3) 建物の番号の付け方 (○○号)

街区の周囲に、一定の距離ごとに区切って順番に基礎番号(数字)を付けます。

出入り口にあたる基礎番号をもとに、建物に住居番号を付けています。



※ 住居表示板などを貼り付けます。

建物の入り口に「町名表示板」「住居番号表示板」を貼り付け、街区の角には「街区表示板」「補助版(街区案内図)」を貼り付けます。これにより、目的地が探しやすくなります。

●町名表示板

二丈田中
四丁目

●街区表示板

糸島市
二丈田中四丁目○

●住居番号表示板

○—○

2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。住所の表示が変わる世帯と事業所には「住居表示設定通知書」をお送りします。

例) 一貴山駅

今までの住所	糸島市	二丈田中	1 3 0 番地 3
		町名	土地の地番
新しい住所	糸島市	二丈田中四丁目	○番 ○号
		町名	街区符号 住居番号

集合住宅では、3階以上のものか、2階以下のものかによって、表し方が異なります。

例)

3階以上ある集合住宅	糸島市	二丈田中四丁目	○番	○-○○○号
		町名	街区符号	(部屋番号) 住居番号
2階以下の集合住宅	糸島市	二丈田中四丁目	○番	○号 (○○)
		町名	街区符号	(部屋番号) 住居番号

3. 不動産（土地）と本籍地の表し方

不動産の土地の表示と本籍の表示は、法令の定めにより、「町名+地番」で表します。住所とは表示が異なるので、ご注意ください。

実施日に、本籍が変更になった戸籍の筆頭者に、「本籍変更のお知らせ」を発送します。

土地の表示)

今までの表示	糸島市	二丈田中	1 3 0 番 3
新しい表示	糸島市	二丈田中四丁目	1 3 0 番 3
		町名	地番

本籍の表示)

今までの表示	糸島市	二丈田中	1 3 0 番地 3
新しい表示	糸島市	二丈田中四丁目	1 3 0 番地 3
		町名	地番

本籍を変更する手続き（転籍）を行うことで、街区符号を用いた表示に変更できます。

街区符号を用いた表記	糸島市	二丈田中四丁目	2 番
		町名	街区符号

4. 郵便番号

新しい町の郵便番号は次のとおりです。

二丈武一丁目～五丁目	819-1616	二丈田中一丁目～六丁目	819-1615
高田四丁目	819-1102	前原西五丁目	819-1117
波多江駅南二丁目	819-1108	波多江駅北三丁目	819-1107

5. 実施に伴う住所変更手続き

住居表示実施後に、手続き不要で自動で新住所に書き換わるものと、手続きが必要なものがあります。詳細については各官庁、企業などへお問い合わせください。

5-1. 手続きが不要なもの

次の記録や証書の住所変更の手続きはいりません。急ぎ住所修正が必要な場合や、実施日以降も旧住所で郵便が届く場合は各自お問い合わせください。

内容	備考
住民票、印鑑登録、戸籍	
選挙人名簿	
市内小中学校の学齢簿	その他の学校・保育園等は各自ご確認ください。(→P 5)
水道料金・下水道使用料	
原動機付自転車(125cc以下)の所有者住所	125ccを超えるバイクは手続きが必要です。(→P 4)
畜犬登録	
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	そのまま使用できます。新住所の表記を希望する場合は、発行元で再発行できます。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証	
児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書	
重度障がい者医療証	
子ども医療証 ひとり親家庭等医療証	実施日以降に新住所表記のものを送付します。
国民年金・厚生年金	
郵便	旧住所の表記でも郵便局が読み替えて配達します。知人や親戚、取引先などへの新住所のお知らせには、無料はがき(→P 6)をご利用ください。
不動産登記簿の土地・建物の所在	所有者の住所が変わる場合は手続きが必要です。(→P 4)

5-2. 手続きが必要なもの（主なもの）

これらの住所の変更手続きに証明書が必要な場合は、市民課窓口で住居表示変更証明書を発行しています（→P 6）。

種別	手続き先	必要なもの	備考
マイナンバーカード	市民課	☐ マイナンバーカード（暗証番号の入力が必要です）	
在留カード 特別永住者証明書	市民課	☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証	地域福祉課	☐ 住所を変更する手帳や証書	
運転免許証	糸島警察署、 福岡県自動車免許試験場	☐ 運転免許証 ☐ 住居表示変更証明書 ☐ 本籍変更証明書（※）	※「本籍変更のお知らせ」が届いた戸籍に属する方（その配偶者や未婚の子など）は、本籍変更証明書が必要です。
車検証 （普通自動車や125ccを超えるバイクなど） ※125cc以下の原動機付自動車の所有者住所は市が変更します。（→P 3）	九州運輸局 福岡運輸支局	☐ 車検証・軽自動車届出済証 ☐ 住居表示変更証明書	または、お近くの車検業者におたずねください（事務手数料がかかります）
車検証 （軽自動車）	軽自動車検査協会福岡 主管事務所	☐ 車検証 ☐ 住居表示変更証明書	
不動産登記 （登記名義人住所）	不動産所在地の管轄法務局	☐ 変更登記申請書（法務局ホームページからダウンロードできます） ☐ 住居表示変更証明書	変更登記申請書の記入例は、このパンフレットに掲載しています。
法人登記 （登記記録所在地、役員等の住所）	法人所在地の管轄法務局	☐ 変更登記申請書（法務局ホームページからダウンロードできます） ☐ 住居表示変更証明書 ☐ 法人印	実施日から、本店所在地は 2週間以内 、支店所在地は 3週間以内 の登記が法律で定められています。

住居表示実施に伴う住所変更手続きでは、手数料・登録免許税が免除されます。ただし、司法書士などに依頼する場合は、手数料がかかります。

家族や知人などに手続きを依頼するときは、委任状が必要となる場合があります。

5.3. 各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの

これらの住所の変更手続きに証明書が必要な場合は、市民課窓口で住居表示変更証明書を発行しています。

内容	備考
共済年金、企業年金、個人年金	
保険会社、銀行、信用金庫など金融機関	
自賠責保険、自動車保険	
電気、電話、ガス、NHK	
通信販売業者	
各種許認可、登録	
勤務先、通学先	市内小中学校の学齢簿は市が変更します。
知人、親戚、取引先などへのお知らせ	無料はがきが使えます。

6. 手続きに関するお問い合わせ先

内容	問い合わせ先	所在地・郵送先	電話番号
住居表示全般 住居表示変更証明書 本籍変更証明書 無料はがき	市民課 (住居表示担当)	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 本館 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
住居表示変更証明書、 本籍変更証明書の郵送 請求	市民課郵送請求	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 市民課郵送請求担当	専用ダイヤル 092-332-2064 FAX 092-323-1149
マイナンバーカード	市民課マイナンバー係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 本館 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
在留カード 特別永住者証明書	市民課市民係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 本館 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
戸籍に関すること	市民課戸籍係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 本館 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149

内容	問い合わせ先	所在地・郵送先	電話番号
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証	地域福祉課	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 新館 2 階	092-332-2073 FAX 092-321-1139
そのほか市の公簿や 証書に関すること	糸島市役所	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1	092-323-1111
運転免許証	糸島警察署	〒819-1116 糸島市前原中央1-6-1	092-323-0110
車検証（普通自動車や 125ccを超えるバイク など）	九州運輸局福岡運 輸支局 登録部門	〒813-8577 福岡市東区千早3-10-40	050-5540-2078 FAX 092-673-1197
車検証（軽自動車）	軽自動車検査協会 福岡主管事務所	〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭 2-2-49	コールセンター 050-3816-1750 FAX 092-641-8572
不動産登記	不動産所在地の管轄法務局		
	糸島市管轄は 福岡法務局西新 出張所	〒814-8524 福岡市早良区祖原14-15	登記手続案内 予約電話番号 092-831-4114
法人登記	法人所在地の管轄法務局		
	糸島市管轄は 福岡法務局 法人登記部門	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25	登記手続案内 予約電話番号 092-721-9306

7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。

実施前に世帯主、事業所に送付している住居表示決定通知書は、実施日以降、住居表示変更証明書として使用できます。また、住居表示に伴う住所・本籍の変更を証明するものとして、住居表示変更証明書・本籍変更証明書を令和4年11月7日から、市民課窓口で交付します。交付手数料は無料です。証明書に有効期限はありません。

実施日直後は交付窓口が大変混雑します。12月以降も引き続き交付しますので、必要な時に取得してください。

8. 無料はがきを配布します。

知人・親戚・取引先などへの新住所のお知らせに使える無料はがきを、世帯につき50枚、事業所につき100枚配布します。

- ・無料はがきは、金融機関や公的機関での住所変更には使えません。
- ・無料はがきに、メッセージを添えることはできません。
- ・はがきは、切手を貼らずに同封している封筒にまとめて、ポストに投函してください。

9. よくあるご質問

質問：住居表示板はなぜつけるのですか？

住居表示は、それぞれの住居の所在を分かりやすくするために設定しているものです。郵便物や宅配物の誤配、遅配の防止、緊急車両の迅速な到着など、行政サービスや民間業者、訪問者に役立ちます。住居表示板の貼り付けにご協力ください。

質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変更になりますか？

住居表示に伴う行政区や校区の変更はありません。

質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？

住居表示実施後も、郵便局が可能な限り新住所に読み替えて配達します。知人や取引先などへは、無料はがきなどを使って、新住所をお知らせください。

質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？

住居表示によって公簿や公的書類の住所変更手続きを行う場合、手数料を無料とすることが法律で定められています。ただし、手続きを行政書士などの代書人や、業者に委任する場合は、所定の手数料がかかります。

質問：住居表示板が剥がれたときは？

住居表示板が剥がれたときは、市民課市民係にご連絡ください。新しい住居表示板を貼り付けます。

建て替えや新築の場合は、住居表示の設定を行うので、新築等の届出が必要になります。

〈不動産登記申請書記載例〉

※この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 ○○番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和4年11月5日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 糸島市二丈田中四丁目〇番〇号 (注3)

申請人 糸島市二丈田中四丁目〇番〇号
糸島 一郎 (注4)

添付書類
住居表示変更証明書（注5） 代理権証明情報（注6）

令和 年 月 日申請（注7） ~~福岡法務局（又は地方法務局）西新支局（又は出張所）~~

代 理 人 糸島市前原西一丁目1番1号
糸 島 花 子 (注8)
連絡先の電話番号 092-323-1111 (注9)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注10）

不動産の表示（注11）

不動産番号 1234567890123 (注1 2)

所 在 系島市二丈田中四丁目

地 番 130番3

地 目 宅 地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所 在 系島市二丈田中四丁目130番地3

家屋番号 130番3

種 類 居 宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

〈不動産登記申請書記載例の解説及び注意事項等〉

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するの^ふかを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（〇〇番）のみを記載します。
- (注2) 「令和4年11月5日住居表示実施」と記載します。
- (注3) 住居表示実施後（変更後）の住所を記載します。（変更証明のとおり記載）
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載して印鑑を押します（認印可）。ただし、代理申請の場合は、本人の印はいりません。
- (注5) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示変更証明書（市民課で無料交付）を添付します。
- (注6) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、次ページのとおりです。
- (注7) 法務局へ提出する日を記載します。
- (注8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号を含む。）を記載します。
- (注10) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を記載例のように記載してください。
- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

*注意事項

- 1 丁目については、一、二、三、四、五で表示すること。（例）二丁目
- 2 鉛筆以外の黒色で記入してください。
- 3 不動産の表示が書ききれないときは、用紙を追加して割り印をしてください。
- 4 登記申請書には、①登記原因証明情報（住居表示変更証明書）②本人申請以外の時は、委任状等代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 5 「住居表示変更証明書」は、別の用紙にのり付けして申請書に添付してください。
- 6 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している印鑑をご持参ください。

【問い合わせ・手続先】

福岡法務局西新出張所 電話：092-831-4114（糸島市以外は所轄法務局）

※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。

〈不動産登記申請委任状の記載例〉

委 任 状

私は、**糸島市前原西一丁目1番1号 糸島花子** に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和○年○月○日

糸島市二丈田中四丁目○番○号

糸 島 一 郎



記

登 記 の 目 的 ○○番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和4年11月5日住居表示実施

変更後の事項 住所 **糸島市二丈田中四丁目○番○号**

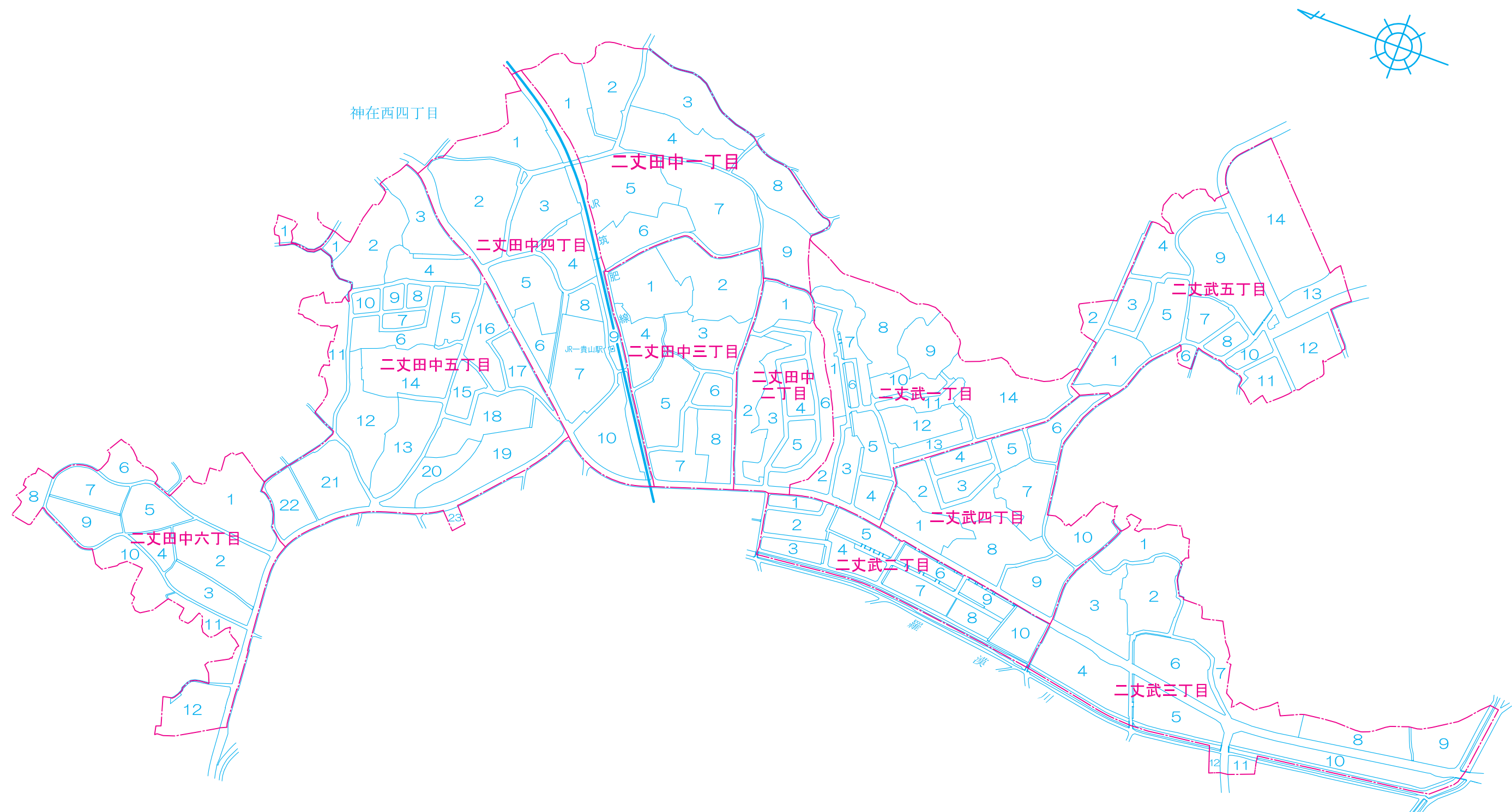
不動産の表示

所	在	糸島市二丈田中四丁目
地	番	130番3
種	類	宅 地
地	積	123・45平方メートル

所	在	糸島市二丈田中四丁目
家屋番号		130番3
種	類	居 宅
構	造	木造かわらぶき2階建
床	面	積
		1階 43・00平方メートル
		2階 38・62平方メートル

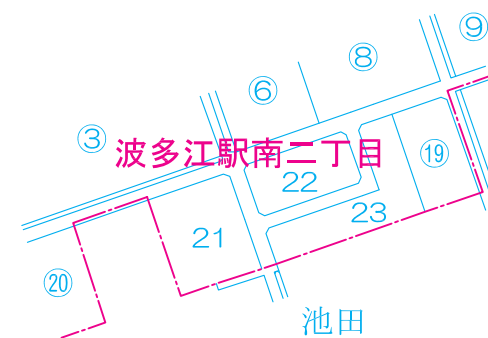
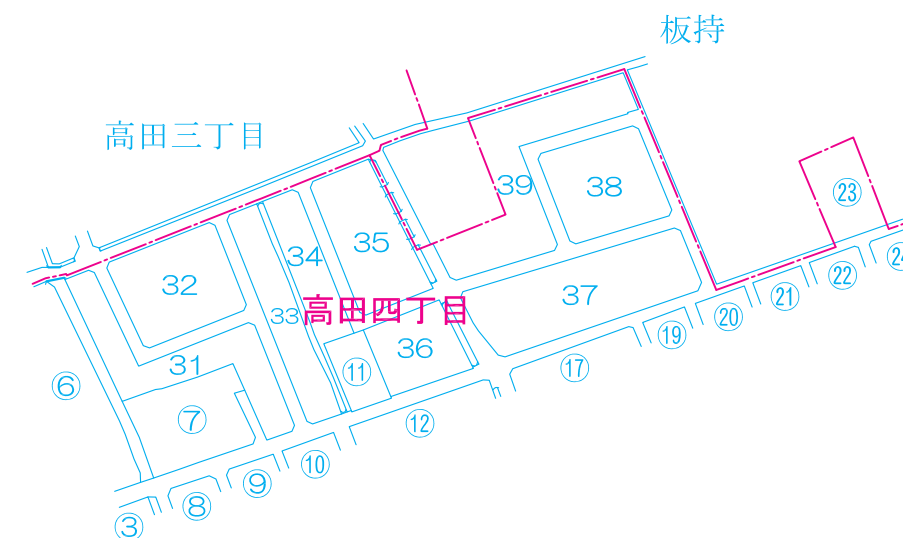
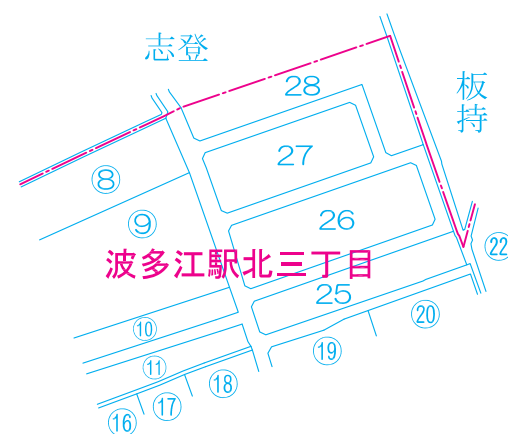
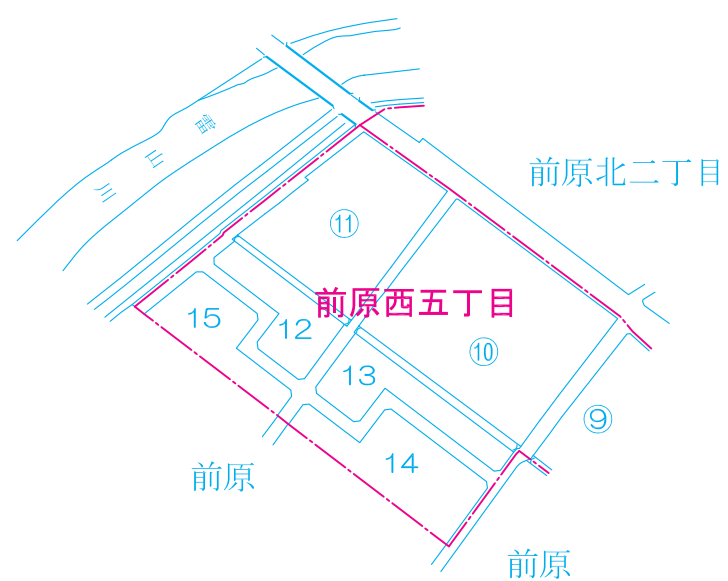
* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

住居表示新町界・新町名及び街区割図



糸島市

住居表示新町界・新町名及び街区割図



- 凡 例
- 12 新街区符号
 - ⑫ 既街区符号
 - 新町界線